

全国民闘連ニュース

第 6 4 号
1 9 9 2 年
2 月 1 日

年間購読料三千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号
TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666
〒210 川崎市川崎区桜本1-8-22
TEL 044-288-2997 (FAX兼用)



●清算されない歴史～援護法に潜む民族差別～——金宣吉

●鄭商根氏戦後補償裁判～政府第3準備書面を読む～——在間秀和

●外国人登録法改正案の本質——朴洋幸

清算されない歴史 ～援護法に潜む民族差別～

キム ソンギル
金宣吉 (在日の戦後補償を求める会事務局)

はじめに

1989年度の日本の戦争犠牲者援護の予算は約2兆円、国家予算約70兆円の実に約3%が先の戦争犠牲者援護のために使われている。

その内訳を見てみると、元職業軍人などのための旧軍人遺族恩給に約1兆5960億円、元軍属・準軍属のための戦没者遺族年金等に約2767億円、戦傷病者医療等に58億円、原爆被害者のための原爆医療等に約1074億円が、その他に約20億円が計上されている。

この内、原爆医療以外の全てから国籍条項によって在日韓国・朝鮮人は、排除されているのである。

昨年1月29日、神奈川に住む元日本軍傷夷軍属の一人、石成基さんが、同じ立場で徴用され、同じ被害を受けたにもかかわらず国籍が違ふということで戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下、援護法と略す)の対象から排除されていることは不当として、日本政府に対し法の適用を求める声をあげた。

石さんの申請の2日後、大阪に住む石さんと同じ元日本軍傷夷軍属、鄭商根さんが、援護法に基ずく軍人軍属として、同法の援護を受ける地位にあることの確認と、日本政府が在日韓国・朝鮮人を援護法の対象外にし補償

を何らおこなわず、放置しつづけてきたことに対する慰謝料1000万円を求める訴えを裁判所におこした。そして昨年4月、かつての石さんの仲間で、現在埼玉県に住む陳石一さんが、石さんと同じく援護法の適用を求める訴えを起こしている。現在、石成基さん、陳石一さんは日本政府・厚生省から却下の通知を受け異議申立中にあり、鄭商根さんの裁判は、5回の公判を数え、司法の場で係争中にある。

この問題が提起されたのは、はじめてではない。すでに先に書いた3人とも声を枯らし不自由な身体を引きずって訴えつづけてきたのであった。それを考えると石さんらの申請を却下した日本政府の対応には、怒りを感じずにはいられない。

日本の戦後処理

日本の敗戦後、占領当局GHQは、「軍人恩給の停止」を指示する。(障害年金は除外)

その際の総司令部渉外局発表は、「現在の惨憺たる窮境をもたらした最大の責任者たる軍国主義者が、他の犠牲において極めて特権的な取扱を受けるがごとき制度は廃止されなければならない」との考えを示している。

恩給法を廃止し、社会保障制度一般で弱者救済を実施することで「非軍国主義化」がは

かられたのである。

敗戦後、240万人いた在日韓国・朝鮮人の多くは、帰国したが、日本に残った約60万人は、国籍は日本国籍を持ちながら、取扱いは、外国人という特異な存在になった。

1952年、サンフランシスコ講和条約によって主権を回復した日本は、在日韓国・朝鮮人の国籍を民事局長通達で喪失させた。

機を同じくして停止された恩給法の代替制度である援護法が制定される。

援護法は、1条に「国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する」となっており、国と特別な関係を持つ犠牲者を対象としている。

法文中の国籍に関する記述は、援護法14条(障害年金を受ける権利の消滅)の2項、「日本の国籍を失ったとき。」に出てくるが、14条の2項の国籍を失うとは、自らの意思による国籍喪失を意味するものであって在日韓国・朝鮮人のようなサンフランシスコ講和条約の発効により自己の意志に関わりなく日本の国籍を失った者を対象とはしていない。

法律本文の中には、在日韓国・朝鮮人が除外される根拠はないのである。

しかし、日本政府は、援護法の附則2項に「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。」との一文をつけた。

これにより内地戸籍を持たない朝鮮人、台湾人軍人・軍属は、援護法の適用から除外されたのである。

では、何故わざわざ国籍でなく戸籍の表現を使ったのか？

援護法が成立したのは、1952年4月25日、

同月30日に法律127号として公布、同月1日に遡って適用された。

在日韓国・朝鮮人等が、日本国籍を喪失したのは同年4月28日だから、援護法が適用された4月1日において、国籍による排除は不可能だったのである。

日本国籍を持ちながら、実質的国籍条項(戸籍条項)によって排除された在日韓国・朝鮮人傷夷軍属は、国籍では、日本であるから帰化することもできず、全く援護法の適用を受ける手立てをなくしたのである。

忘れられた皇軍たち

援護法が成立した翌年、1953年8月、GHQによって停止されていた恩給法が復活する。その後、未帰還者の家族、未帰還者、引揚者、軍人・軍属の妻、父母、兄弟、姉妹に対する援護法が次々と制定されていくが、援護法を含めそれら法律13本すべてから在日韓国・朝鮮人は排除される。

日本政府のやり方に、石さんら在日韓国・朝鮮人傷夷軍属の怒りは頂点に達した。

援護法の成立と機を同じく、当時、国立第二病院、第三病院に入院していた同じ境遇の人々を中心に、「元日本軍在日韓国人傷夷軍



石成基さん



陳石一さん

人会」を結成、石さんらは日本政府の理不尽な対応に抗議の声をあげた。

元日本軍在日韓国人傷夷軍属の訴えに対し最終的に日本のとった対応は、きわめて非人間的なものであった。

帰化すれば、あげようというものである。

昭和37年9月28日、援護法第229号、各都道府県民生部長、那覇日本政府南方連絡事務所長あて、厚生省援護局援護課長の通知において、大阪府民生部長からの帰化した在日韓国人傷夷軍人・軍属は、援護法の対象となるのかという照会に対し、「日本国籍を取得し、戸籍法の適用を受けることとなったときから遺族等援護法の適用があるものと解する。」との回答を出した。

その翌年の1963年8月16日、日本のテレビでドキュメンタリー「忘れられた皇軍」が放送される。

「元日本軍在日韓国人傷夷軍人会」のメンバー17名の補償を求める行動の1日を追ったこの作品は、日本政府からも韓国政府からも無視され、日本の大衆からもまた振り返られない在日韓国人傷夷軍人の姿を捉え、全国的な反響を呼んだ。

日本政府は、1964年、「忘れられた皇軍」の人達に無条件の帰化を提示、街頭募金に立

ち、生活保護によって生計を支えていた在日韓国人傷夷軍属の多くが、背に腹を変えられず帰化をした。

17人の会員の内、15人が最終的に帰化するが、その時、日本政府は、通常考えられない期間の僅か6ヶ月で帰化の手続きを行い、字を書けない人の代わりに、法務局の役人が、書類を作成、通常求められる韓国国籍の離脱もなく帰化を完了させる。

その時帰化しなかった2人、石成基さん、陳石一さんは現在まで放置されることになった。石成基さんは、当時、最終的に帰化しようとした。その時、妻の「飢えても日本国籍になりたくない。」との言葉と、生活苦の間で最終的に、自分だけの帰化申請書類を出す、あれほど帰化に協力的だったはずの日本政府は、その時、本性を表す。世帯単位でない帰化は認めないというのだ。離婚でもして帰化申請せよというような対応に石さんは、帰化による解決を拒んだ。

1965年6月22日、十数年に及ぶ交渉を続けた日韓条約が締結された。

在日韓国人傷夷軍属らの願いは、かなえられず何ら援護法の改正は行われなかった。

それどころか、日本政府は、日韓条約締結によって完全な在日韓国人傷夷軍属の締め出しに乗り出し、締約以降、在日韓国人傷夷軍属は、帰化しても援護法の適用者としないとされたのである。

二国間で結ばれる請求権放棄の条約は、国家が持つ外交保護権放棄を約束するものであって、個人の請求権まで制約するものでないということは、日本の外務省条約局長が繰り返して述べてきたものであり、昨年8月、今年

2月23日にもそのことを国会の場で確認している。

その上、日韓請求権協定には、そもそも在日韓国人は含まれていない。

日韓請求権協定の2条2項を見ると、「この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。」という例外条項があり完全かつ最終的に解決されたとされる財産、権利および利益に含まれないものが記されている。その中の(a)項で以下のものを例外としている。

「一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益。」

在日韓国人の権利に日韓請求権協定は何ら影響を及ぼさないのである。

それなのに日本政府は、援護法適用の道を全く閉ざしたのだ。

日韓請求権協定の締結後、韓国では、1971年1月19日法律第2287号対日民間請求権申告に関する法律施行令<大統領令5596号>によって軍人、軍属、労務者として日本に徴用され死亡した者に対し、1人30万ウォンの補償が行われるが、この法律もまた、その2条（申告対象の範囲）で「この法律規定による申告対象の範囲は、1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除外した大韓民国国民……」とあり在日韓国人を排除している。

日本からも、韓国からも見放された「忘れられた皇軍」の人々は、今70才を越える高齢になった。

戦争動員に関する経緯過

一九四三、三、一	朝鮮人徴兵制実施公布
一九四三、七、二六	海軍特別志願兵制度勅令公布
一九四三、八、一	海軍特別志願兵制度勅令施行
一九四三、十、二〇	陸軍特別志願兵臨時採用規則公布
一九四三、十、三二	軍需会社法公布
一九四四、四、四	朝鮮人の徴兵開始
一九四四、五、一〇	海軍特別志願兵令改正
一九四四、八、二二	学徒動員令公布
一九四五、三、五	女子挺身動員令公布
一九四五、三、五	国民動員動員令公布
一九四二、四、一	船舶運送令公布
一九四二、五、八	朝鮮半島に於ける徴兵制実施の議決定
一九四二、五、二二	米英捕虜監視員として朝鮮人を採用することを公表
一九四二、一、二二	国民動員労働協力令公布
一九四〇、四、一	「中支派遣軍」に朝鮮人軍属派遣
一九三九、四、一	国民徴用令公布
一九三八、二、二三	陸軍特別志願兵令勅令公布
一九三八、四、一	国家総動員法公布
一九三八、四、三	神武天皇祭を記念して陸軍特別志願兵令勅令施行
一九三八、四、三	朝鮮人労働者の強制連行開始

さしごて

日本の戦争犠牲者援護法は、すべて税金を拠出金にしてまかなわれている。

そこには当然、在日韓国・朝鮮人が、この差別社会で働いた血のにじむような税金も含まれているのである。義務は課すが、権利は無いという実態を援護法は改めて考えさせる

在日韓国・朝鮮人傷夷軍属の1世たちは、援護法からの排除だけでなく、1959年にできた国民年金制度の障害基礎年金、老齢基礎年金からも国籍によって排除されている。

同じ負担も強いられながら、二重、三重の差別を受けねばならないのは何故であろうか

先に書いたとおり、日本の援護法の本文には、在日韓国・朝鮮人を排除する条文はない石さん、鄭さん、陳さんを救うためには、何ら新しい政策は、必要ないのである。

歴史を変えることはできない。日本の侵略戦争に強制的に連れ出された韓国人の歴史、そして、もう一つ日本帝国の一員として南洋等で蛮行を行った韓国・朝鮮人がいたという歴史すべてを見る目をもち過ちを正して戦争の幕をおろさねばならない時期が来ているように思う。

在日の戦後補償を求める

全国キャンペーンにご協力を！

日本の侵略戦争に狩り出され、亡くなり傷付いた在日韓国・朝鮮人、台湾人の元軍人・軍属の人達は、「日本国籍がない」ことを理由に、援護法の適用から除外され、これまで何ら補償のないまま戦後を生き抜いてきました。

しかし、陳さん、石さん、鄭さんらをはじめ、そういった人達は年齢を増し、1日も早く戦後補償を勝ち取っていかねばなりません。

そこで援護法の国籍条項の撤廃を目指し、「在日の戦後補償を求める全国キャンペーン」を展開することになりました。

6月から8月10日の期間に署名活動、全国各地で集会を行い、大阪～東京間を徒步行進し、各地で在日の戦後補償を訴えます。

全国のみなさんにご協力をお願いいたします。

●詳しくは●

在日の戦後補償を求める会

〒210 神奈川県川崎市川崎区桜本1-8-22

TEL・FAX044-288-2997

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル

TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666

鄭商根氏戦後補償裁判 ～政府第3準備書面を読む～

石井秀和(鄭商根裁判原告弁護団)

1

鄭商根さんの裁判は、今年の2月26日の公判で5回目を迎えた。昨年の10月8日の第3回公判のときに、裁判長は国側に対して、援護法における「国籍条項、戸籍条項」が憲法に違反しないとする根拠を明らかにするよう求めた。それから5ヶ月近くもたった後に、ようやく提出されたのが、今回の国側の第3準備書面である。

国側は、まずこの点について次のとおり主張している。第1に、援護法の主旨は戦傷者等や遺族の生活の維持を援助するという主旨のものであり、全額国庫負担、国民の税負担に依拠しているのであるから、対象を日本人に限るか否かは基本的に国の政策の問題である。第2に、戦傷者等への援護は、一面では戦争犠牲者への補償的措置であり、どの範囲で行うかは立法政策の問題である。第3に、立法に当って国家間での交渉が行われることを想定して国籍条項を設けたとしても、不合理ではない。

国がいわんとするところは以下のようなことと思われる。

第1の点については、例えば国が生活保護等の社会保障の政策を実行する場合、その内

容は国の政策的判断で決められるものであり憲法などによってその内容や程度が決められているものではない。援護法においてその範囲を日本人に限るかどうか同じことだ。

第2の点については、例えば空襲等で犠牲になった戦争被害者には何らの保障はされていない。戦争というのは大きな損害を伴うことは当然のことであり、どの範囲で補償するかはその国の政策で決めること。全ての損害について補償すれば財政的にパンクしてしまう。

第3の点については、1952年のサンフランシスコ平和条約の締結に際して日韓の交渉の可能性が考えられており、時を同じくして制定された援護法において国籍条項等を設けて「外国人」を排除しても、将来補償の対象となる可能性があるのだから、不当ではない。



鄭商根さん

2

これが、実に長い考慮期間を経た後に示された国の見解である。しかしここに示されているのは、「国籍条項等を設けても『不合理ではない』」との実に消極的な見解のみである。何故国籍条項等が合理的で、憲法に違反しないのか、積極的な主張は全くない。

この国の主張に対しては、次のように反論すれば十分であろう。日本は、軍事力により朝鮮半島等を占領支配し、支配に治めた国民を全て「日本国民」とした。そして「本土」におけると同様に戦争に参加させた。にもかかわらず、敗戦後日本政府は、旧「本土」の戦傷者等には補償しない、という法律を制定した。これを「不合理」と言わずしてどういふのであろうか。日韓交渉での補償の可能性というのが、日韓請求権協定においても「在日」は補償から排除されたままだ。

3

今回の国側の書面では他に重要な主張の変更があった。これまで国は、鄭さんらの権利は日韓請求権協定で解決済みと言ってきた。しかし、今回の書面では、協定は国家間の取決めであり、個人が国に対して請求する権利を奪うものではない、と認めざるを得なくなったのである。即ち、日韓協定をタテにとって責任回避をはかることはできないことをようやく国は認めたのである。

今回の国側の書面により、裁判における唯一最大の問題点は、援護法の国籍・戸籍条項

の合理性・違憲性であることが明確にされた。これからの裁判での焦点は、援護法はどのような主旨で制定されたのか、そこにおける国籍・戸籍条項で在日が排除されている状態は国際人権規約・憲法に違反しないか、ということの論戦となるだろう。「道義的責任」ととどまらず、明確な法的責任として、日本政府の責任を追求する闘いが、新たな局面を迎えていると思う。

鄭商根さん

第5回口頭弁論 開かれる

鄭商根さんの戦後補償裁判の第5回口頭弁論が2月26日、約70人の傍聴人の見守る中開かれた。

今回、日本政府側から第3準備書面が出された。政府側は今まで日韓協定により、戦後補償問題は完全解決済みとし裁判を門前払いにしようとしていたが、今回の準備書面では、2国間における協定では、個人の権利・利益・請求権は消滅していないという見解を出した。これにより裁判の争点は援護法の国籍条項、戸籍条項が違憲かどうかという一点に絞られたため、これから本格的な審議が始まる予定である。



在間秀和弁護士

外国人登録法改正案の本質

バックサンヘン
木ト洋幸 (民族差別と闘う大阪連絡協議会)

昨年1月の日韓法的地位協定協議(いわゆる91年協議)で交わされた指紋制度を廃止するとの覚書を受けて、今年2月、国会に外国人登録法改正案が提出された。

法案改正の概要は、指紋制度を在日韓国・朝鮮人、台湾人ら永住者については廃止、非永住の一般外国人には存続、在日韓国・朝鮮人、台湾人ら永住者の指紋の代わりには、①写真、②署名、③家族登録の3点セットを当てることを柱にしている。

今回の改正案によれば、現在の外国人登録者107万人の内の64万人は、指紋の適用から除外、残りの43万人の中で1年以上の在留者32万人に指紋が強要されることになる。

何故指紋廃止が全廃ではなく、一部になったかについて法務省の山崎登録課長は、2月21日の運動体との交渉の席上、「長年日本に居住している外国人については指紋に替わる3点で本人確認ができると考えているが、在日の日数があまり経過していない外国人はその地での生活が浅くそれには馴染まないと考え、又色々な意見もあり指紋を残すことにした。合理的な判断として永住者かそうでないかで今回は指紋の線を引いた。」と言っているが、「色々な意見」の言葉の裏にこそ今回の改定の本質があるようである。

★ ★ ★

当初指紋の全廃に積極的であった法務省が何故、態度を変えたのかについて吉田類氏のレポート「指紋はなぜ存続したのか」(『世界』92年3月号)を見ると、指紋の存続に強硬な態度を示したのが関係省庁、法務、外務警察の中の警察庁であることがよくわかる。

吉田氏のレポートによると警察庁は、指紋存続の理由として、

①家族事項は日本に永住しているから分かるので、就学生のような短期滞在者は単身が大半だ。3点セットは全部で代替手段となるので、一つでも欠ければ認められない。だから在日韓国・朝鮮人ら以外の指紋制度の廃止はできない。

②一般外国人の場合は確認手段として有効なのは写真だけで、犯罪の際は誤認逮捕の可能性もあり、人権侵害になりかねない。外国人労働者が増えている中で、外国人が犯罪被害者になった時や、行き倒れでも確認のしようがない。

③一年以上の在留には指紋押捺が必要との規定が不法就労者流入の抑止になっている。今でも入管は在留者の管理ができないのに、指紋のチェックをやめれば今後ますます野放しになる。

④事件などの後始末は全て警察に回ってくる。第3次行革審答申のように外国人労働者に門戸が開かれると、大量の外国人の流入が予想され、法務省の代替案ではとても管理し切れない——などである。

★ ★ ★

このような主張がいかに非論理的で理不尽なものであるか法務省でさえも反論している。法務省の反論を吉田氏のレポートから引用させてもらう。①～④に対する反論として、

①国籍による区別は法の下での平等から、また、同一人性を確認するのに一部は3点セットで、他は指紋でという論理はいずれも成り立たず、登録制度自体が自家撞着に陥る。

②警察は犯罪捜査、治安維持のため指紋は必要と主張するが、外国人登録法の立法趣旨とは異なる。犯罪捜査に登録の指紋は使用できない。

③外国人登録のためには3点セットの組み合わせで有効で十分だ。特に中心となる写真は従前のものより解像度が優れ、電子情報としてコンピューターで集中管理される。この新システムは90日以上1年未満の滞在者にも適用され、実際は以前よりも在留管理は厳格になる。

④警察が問題にする不法就労者などは90日未満滞在の本来、外国人登録、指紋押捺の必要のない外国人であり、問題をすり替えている。事件や事故の稀な例を引き合いに出し、全体に押し広げている。

また法務省は、「現在、欧米など先進諸国では原則として指紋制度を採用しておらず、

国籍別の制度残置は日本社会の奇妙な閉鎖性の表れなどと、国際的にも人権問題として批判を浴びかねない」と時代の潮流を強調している。

このやりとりを見るかぎり指紋制度の全廃を主張する法務省側の主張が正当であることは、論議の余地のない所と思えるが、結果は警察庁の論理がまかりとおってしまった。

警察庁は、自らの主張を通すため、来日外国人が犯罪予備軍であるかごときキャンペーンを展開、政府予算決定目前の昨年12月26日、自民党三役を上野警察署長の案内でイラン人が多数集まる上野公園に連れて行き、外国人に対する危機感を煽った。

この時、上野公園にはあまりイラン人がいなかったため、わざわざ警察が三三五五いた外国人を駆り集めたという。

このような汚らしい工作によって指紋制度の存続という形で外登法改正案は決まっていたのである。

★ ★ ★

そもそも外国人登録法は、「外国人の管理そのものを目的とするものではなく、管理それ自体は、出入国管理及び難民認定法その他の法令が担当する。」(出入国管理、外国人登録法実務六法第一条解説より抜粋)にもあるとおり法の趣旨は、外国人管理にあるのではない。

にもかかわらず、今回の法案が出てくる背景には、日本の排外主義、「外国人は、何をするかかわらない。指紋をとって管理しなければならない。指紋をとって管理しなければ

ならない犯罪予備軍」としか見ない日本の体質が浮かびあがって見える。

そこには何ら合理性はない。警察がやっきになって問題にした不法在留者15万人のほとんどは、観光短期ビザで入国した人であって外国人登録をそもそもしない人間である。

もう一つ日本は、成田や大阪空港の入国審査の段階で不法就労目的の外国人に対し、入国拒否政策を実施、バングラディッシュ、イラン等に対しては相互ビザの発効停止という形で管理体制を強めており、全く野放して外国人が入国できる国にはなっていない。

もし警察の言うことを実現する為には、成田で入国する外国人、たとえ滞在が1日間のみ外国人に対しても指紋押捺を強要しなければならないはずである。

世界広しといえども入国の際、指紋を採る国などどこにもない。それなのに外国人に対して明らかに人権侵害になる制度を存続させようとする日本政府の考えは、「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」という発想から一歩も出ていない。

指紋制度以外でも外国人登録証の常時携帯違反に対する重罰規定という従来からの管理政策に何ら変更はなく、新たに署名拒否に対する罰則規定が導入されようとしている。

★ ★ ★

今回の外登法改正への道筋を見ると1980年代たった一人の指紋拒否から始まった在日韓国・朝鮮人、それに共闘した多くの欧米人の気持ちなど何ら反映されることなく、日本政府、韓国政府の2国間の協議という形で決着

させようとしたことに本来問題があるのではないか。

在日外国人の人権が保障されることは、恩恵ではなく、それは、この社会に生きる人のおのが人間らしく生きていくために必要不可欠な課題であるという認識。それは日本の国籍を持つ者にとっても、平等が保障されることにはほかならない、という考えが欠如している所に問題の本質がある。

日本の頑迷な対応を見ながら今、指紋押捺拒否をしていった16才の子ども達の言葉を思い出す。「私は犯罪者じゃありません。私の回りの日本人の子は誰も指紋なんか押しません。」彼らの言葉の意味をいまだに理解できない日本社会（あえて日本政府とはいわない）に怒りより失望の念を感じる。

16才の在日韓国・朝鮮人のために自ら指紋を拒否し横浜刑務所に拘置までされたフランス人神父で今回改正案が指紋の対象者とされているマキシムさんは、「日本は、月を指している指しか見ない。本当は月を見るべきなのに……」と言ったが、差別の象徴であるから皆が逮捕されてでも反対した制度を小手先の手法で対処しようとする日本を異常に思うのは私だけだろうか。

日本の差別政策にさらされてきた在日韓国・朝鮮人の一人として日本社会のカースト制度を作るような、永住者はよくて新規入国の外国人はダメという分断政策にあくまでも反対し、平等な社会実現のために微力ながら尽くしたいと思う。

在日の戦後補償を求める
夏の全国キャンペーン開始！

5. 24全国集会

「もういいかげんにきっちり戦争を終らせよう」
日本の敗戦からもう47年がたとうとしている
なのにまだ あのときのまま 放置されている人たちがいる
戦争中「おまえは日本人だ」と言われ
日本のために戦場にかりだされ 日本にのために働いた
爆風で負傷し 手や足をなくした
そして敗戦後
「あなたがたはもう日本人ではありませんから」と突然切り捨てられ
同じく戦場で負傷・死亡した日本人には国から補償が出るのに
何の補償もなく わびの一言さえなく
そのまま今日まで置きざりにされたままにいる
在日韓国・朝鮮人、台湾人。彼ら旧植民地出身の元日本軍軍人・軍属
彼らをこのままにしておいてよいのだろうか
第2次世界大戦は まだ終わっていない！



戦争中、韓国・朝鮮人、台湾人ら日本の旧植民地出身者は日本軍の軍人・軍属として戦争にいかされました。彼らは戦後、連合軍の現状復帰の政策によりそれぞれの国籍に回復されましたが、その時の現状復帰とは実質的内容を伴ったものではなく、その後「外国人だから・・・」の一言で様々な権利から排除され続けてきました。

3人の当事者は長い間、国に訴えてきましたが、鄭さんはとうとう国を相手に裁判に訴え、石さん、陳さんは遺族援護法に基づく請求を却下され、異議申し立てを行なっています。私達はこの夏の事実を多くの人々に伝えるために、キャンペーン活動を行ないます。この『理不尽』をただし、権利を回復することが日本の人権を守り、反戦平和を実現する手立てであると考えます。援護法の適用を実現させるためには多くの人の声を必要とします。私達は、みなさんと共に立ち上がるために全国集会を行ないます。全国集会へ参加と共に夏のキャンペーンに対するご支援、御協力をよろしくお願い致します。

日時 5月24日(日)
場所 韓国YMCA 03-3233-0611
(JR 水道橋駅下車)
時間 2時より
内容(予定)
開会あいさつ
代表の思い 李仁夏
当事者証言
夏のキャンペーンアピール
閉会あいさつ
主催 在日の戦後補償を求める会

♥夏の主な予定

7月19日(日)『キャンペーン行進出発式』
↓※徒步行進 大阪・中之島公会堂(予定)
8月 9日(日) 東京行進(銀座デモ)
東京集会(総評会館)
8月10日(月) 請願行動



♥問い合わせは
在日の戦後補償を求める会
川崎市川崎区桜本1-8-22
TEL 044-288-2997